

決議第2号

新阿久根市立図書館に関する調査特別委員会の設置に関する
決議

地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により、上記
決議案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月5日提出

提出者	阿久根市議会議員	白	石	純	一
賛成者	同上	大	野	雅	子
	同上	渡	辺	久	治

新阿久根市立図書館に関する調査特別委員会の設置に関する決議（案）

阿久根市議会は地方自治法第109条及び阿久根市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり、新阿久根市立図書館に関する調査特別委員会を設置する。

1 名称

新阿久根市立図書館に関する調査特別委員会（以下「委員会」という。）

2 目的

本市新図書館の計画・予算策定及び建設に関する調査を行う。

3 委員数 議長を除く13名

4 調査期限

2に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

5 経費

委員会の調査に要する費用は、予算内において議長の承認を得て支出することができる。

以上、決議する。

令和7年9月5日

阿久根市議会